

低入札価格調査事務処理要領

(制定平成 19 年 3 月 30 日総務部長依命通達、令和 3 年 3 月 31 日最終改正)

(趣旨及び定義)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づき落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）により行う工事の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領において、「工事執行権者」とは、対象工事の監督業務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

3 この要領において、「入札執行権者」とは、対象工事の入札事務を所掌する課長又は公所長をいう。

(対象工事)

第 2 条 低入札価格調査制度を適用する工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事

(2) 福島県総合評価方式実施要領（平成 21 年 3 月 30 日付け 20 財第 3701 号総務部長依命通達）により実施される工事

ただし、施工体制事前提出方式により実施される工事を除く。

(調査基準価格)

第 3 条 低入札価格調査制度における調査を行う基準は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（総合評価方式適用工事にあつては評価値の最も高い者）の入札価格が、別記 1 の算定方式により算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(入札参加者への周知)

第 4 条 入札執行権者は、本制度の円滑な運用を図るため、当該対象工事の入札公告、入札説明書又は契約の方法及び入札の条件のいずれかにおいて、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 施行令第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事であること。

(2) 入札参加者は、入札書及び見積内訳書に併せて、別に定める見積内訳総括表（様式第 6 号）を提出すること。

(3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(4) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表すること。

(5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者（総合評価方式適用工事にあつては評価値の最も高い者。以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取に協力すべきこと。

(7) 調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則 17

号) 第 228 条及び福島県工事請負契約約款(平成 8 年 3 月 29 日総務部長依命通達。以下「工事請負契約約款」という。) 第 4 条第 2 項で規定する契約保証金について、請負代金額の 100 分の 10 以上から 100 分の 30 以上に引き上げること。

(8) 調査基準価格を下回って落札した場合は、工事請負契約約款第 34 条第 1 項で規定する前払金について、請負代金額の 10 分の 4 以内の額から 10 分の 2 以内の額に引き下げること。

(9) 調査基準価格を下回って落札した場合は、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件(主任技術者又は監理技術者となるための要件)を満たす者 2 名を配置することを義務付けること。なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めないこと。(建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めないこと。)

(10) 調査基準価格を下回って落札した者が共同企業体(特定又は経常)である場合、前号の規定は代表構成員にのみ適用すること。

(11) 第 7 号から前号までの規定により変更となった契約条件に対して落札候補者の対応が困難な場合にあっては、落札者決定前に辞退を申し出ることができること。

(入札の執行及び失格基準)

第 5 条 入札執行権者は、開札したとき直ちに入札書を確認し、調査基準価格を下回った入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

2 入札執行権者は、落札候補者決定後、落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回る場合には、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表について別記 3 に定める失格基準に該当するかどうかを確認するものとする。ただし、開札時に見積内訳書等を求めない場合にあっては、後日、見積内訳書及び見積内訳総括表(様式第 6 号)を求め、失格基準に該当するかどうかを確認するものとする。

3 入札執行権者は、前項の確認の結果、失格基準に該当する場合は、当該落札候補者を失格とし、順次、前項の規定に基づき次順位の落札候補者の確認を行い、落札候補者の決定を行うものとする。

4 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行権者は、入札参加者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて、入札を終了するものとする。

5 入札執行権者は、調査基準価格を下回る入札を行った最低価格入札者である落札候補者に対し、別に定める調査様式及びその他必要と認める書類の提出を求めるものとする。

(調査の実施)

第 6 条 入札執行権者は、落札候補者から第 5 条第 5 項の規定により提出を求めた調査様式等が提出された場合は、速やかに工事執行権者に送付するものとする。

2 工事執行権者は、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが認められるか否かについて、提出された調査様式等に基づき最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会などにより、速やかに別記 2 の内容に関して調査を行うものとする。

なお、工事執行権者は、調査の結果について速やかに入札執行権者に通知するものとする。

3 工事執行権者は、前項の調査を行う者を指定し、調査の結果を低入札価格調査票（様式第1号）に記載させるものとする。

（適合した履行がされると認められる場合（総合評価方式を除く））

第7条 総合評価方式以外の入札を実施した場合において、入札執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、様式第2号により最低価格入札者に対して落札者と決定した旨を通知するとともに、様式第5号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

（適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合（総合評価方式を除く））

第8条 総合評価方式以外の入札を実施した場合において、工事執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査の結果を第6条の規定により作成した低入札価格調査票に参考資料を添付して、予算を主管する課長（以下「予算主管課長」という。）に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは、あらかじめ工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の認定等に関する要綱（平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達。以下「要綱」という。）第7条に規定する地方入札参加条件等審査委員会に諮り、その意見を聞いたうえで、主務課長を経由して行うものとする。

2 前項の報告を受けたときは、予算主管課長は、低入札価格調査票等を入札監理課長に送付するものとする。

3 入札監理課長は、前項の規定による書類の送付を受けたときは、要綱第3条に規定する本庁入札参加条件等審査委員会に対し当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが認められるか否かについて諮らなければならない。

4 入札監理課長は、前項の審議結果を予算主管課長に通知するものとする。

5 予算主管課長は、前項の審議の結果を工事執行権者に通知するものとする。この場合、工事執行権者が公所長であるときは、主務課長を経由して行うものとする。

6 工事執行権者は、前項の審議結果を速やかに入札執行権者に通知するものとする。

7 入札執行権者は、前項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたものであるときは、最低価格入札者を落札者と決定し前条の規定により関係者に通知するものとする。

8 入札執行権者は、第6項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がされないと認められたものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は評価値が最も高い入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合、工事執行権者は、第6条の規定の例により調査を行うものとする。

9 入札執行権者は、前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、様式第3号により最低価格入札者に対して落札者としないうえに、様式第4号により次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては様式第5号により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

（総合評価方式による場合）

第9条 福島県総合評価方式実施要領により入札を実施した場合において、第6条の調査

の結果、評価値の最も高い者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときで、同実施要領第 4 条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、評価値の最も高い者を落札者とするに關して、同実施要領第 4 条の規定に基づく学識経験者の意見聴取した後、落札者を決定するものとする。

- 2 第 6 条の調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、工事執行権者は、調査結果を低入札価格調査票（様式第 1 号）に取りまとめ、同実施要領第 8 条第 2 項の規定に基づく技術審査会に審査を求めるものとする。
- 3 技術審査会は、技術審査会の審査結果を低入札価格調査票（様式第 1 号）に取りまとめ、工事執行権者に通知するものとする。
- 4 工事執行権者は、前項の審査結果を踏まえ、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合、入札執行権者に報告しなければならない。
- 5 当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするに關して、同実施要領第 4 条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は同実施要領第 4 条の規定に基づく学識経験者の意見を聴取した後、落札者を決定するものとする。この場合において、他の者のうち評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る入札であった場合には、第 6 条以降と同様の手続を行うものとする。
- 6 入札執行権者は、落札者を決定したときは、福島県条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6401 号総務部長依命通達）第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき通知するものとする。
- 7 工事執行権者は、第 5 項の規定に基づき落札者の決定をしたときは、速やかに、入札結果（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7795 号総務部長依命通達。以下「公表要領」という。）3(3)アの規定に基づく書類）に低入札価格調査票（様式第 1 号）を添えて予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは主務課長に報告し、主務課長が予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。

（低価格入札者の公表）

第 10 条 工事執行権者は、調査基準価格を下回った入札を行った者について、公表要領による契約締結後に行う公表において、総合評価方式以外の場合は入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（公表要領様式 3）の落札額（契約額）欄の余白に「低価格入札」と記載することにより、総合評価方式の場合は総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領様式第 4 号）により公表するものとする。

（工事請負契約書における特約条項について）

第 11 条 工事執行権者は、調査基準価格を下回り落札者となった者と工事請負契約を締結する際には、以下に示す内容を特約条項とし契約に付すものとする。

- (1) この工事における契約保証金は、工事請負契約約款第 4 条第 2 項の規定に関わらず、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

この場合において、工事請負契約約款第 4 条第 2 項及び 4 項中の「10 分の 1」とあるのは、「10 分の 3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

(2) この工事における前払金については、工事請負契約約款第 34 条第 1 項の規定に関わらず、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。

この場合において、工事請負契約約款第 34 条第 1 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と読み替え、同条第 6 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 7 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 8 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

(3) この工事においては、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置する。なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）

(4) 受注者が共同企業体（特定又は経常）である場合、前号の規定は代表構成員にのみ適用する。

（監督体制等）

第 12 条 工事執行権者は、調査対象者と契約した工事について、請負人から施工体制台帳の写しを提出させるに当たり、その内容について意見聴取を行うとともに、低入札価格調査対象工事であることを考慮して、監督業務や検査を実施する等適正な施工の確保に留意するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日以降起工するものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年 9 月 30 日以前に入札公告を行った工事については、従前の例による。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 1 日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 10 日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

別記 1

別途通知する。

低入札価格調査の調査内容

1 留意事項

(1) 低入札価格調査の趣旨

調査基準価格を下回った金額により契約した工事については、品質確保に支障をきたすおそれがあることから、工事執行権者は低入札価格調査（以下「調査」という。）を行い、下記の事項について確認するものとする。

上記の趣旨を踏まえ、調査の結果が以下の事項のいずれかに該当した場合、工事執行権者は契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、調査の対象者を失格とする。

確認事項

- ① その価格により入札した理由
- ② 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳
- ③ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
- ④ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- ⑤ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）
- ⑥ 手持ち資材の状況
- ⑦ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑧ 手持ち機械・設備の状況
- ⑨ 労務者の確保や配置の内容
- ⑩ 過去に施工した公共工事名
- ⑪ 公共工事の施工成績
- ⑫ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）
- ⑬ その他必要な事項

(2) その他

契約締結後において、対象者が調査の際に説明した内容等の履行がなされない場合、虚偽の説明を行ったものとして、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。

別記3

低入札価格調査失格基準

落札候補者の入札金額が別記1に定める調査基準価格（非公表）を下回り、次に掲げる失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事については、ア～ウの失格基準を適用する。

1 用語の定義

- (1) 直接工事費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の直接工事費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 共通仮設費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の共通仮設費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (4) 一般管理費相当額 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (5) 設計額 設計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。（予定価格とは異なります。）

2 諸経費等の構成

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の構成については、県の積算基準によるものとし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等においてあらかじめ扱いを示すものとする。

3 失格基準

ア 直接工事費に対する失格基準

- ・ 入札額（税込）が5千万円以下の場合
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.95
(千円未満切り捨て)
- ・ 入札額（税込）が5千万円超の場合
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.9
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準

- 共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額×0.9
(千円未満切り捨て)

ウ 現場管理費に対する失格基準

- ・ 入札額（税込）が5千万円以下の場合
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.90
(千円未満切り捨て)
- ・ 入札額（税込）が5千万円超から5億円以下の場合
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.85

・入札額（税込）が5億円超の場合
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.8
(千円未満切り捨て)

エ 一般管理費に対する失格基準
一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額×0.5
(千円未満切り捨て)

別表「諸経費の取扱い」

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等	次の額を合算した額 機器費 直接製作費 直接工事費(据付)	次の額を合算した額 間接(二次)労務費 共通仮設費(据付)	次の額を合算した額 工場管理費(製作) 現場管理費(据付) 据付間接費(据付) 設計技術費 技術者間接費 機器間接費	一般管理費等

別記4

見積内訳総括表の記載における留意事項

1 スクラップ処分費について

- (1) スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準（公表）において直接工事費から控除している。（ただし、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出している。）
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除額を除いた金額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（様式第6号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から除いた場合でも違算としては扱わないが、別記3低入札価格調査失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

2 一括計上価格について

- (1) 県の積算基準（公表）において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっている。
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（様式第6号）において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算としては扱わないが、別記3低入札価格調査失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

3 その他

- (1) 見積内訳総括表は失格判定を行うために用いることから、県の積算基準（公表）及び別表に基づき記入するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等で示された扱いをもって失格判定を行うものとする。
- (2) 見積内訳総括表の記入欄において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれか1つでも記入がない場合、計算誤り（切上げ、切下げ又は四捨五入による計算の不一致等も含む）がある場合、有価物の売却金額等をマイナス計上で別に記入した場合及び入札書、見積内訳書の工事価格（入札金額）と一致しない場合は、当該入札書を無効とする。